

平成30年度東京都入札監視委員会第2回第二監視部会

平成30年10月12日

東京都庁第二本庁舎 31階特別会議室22

【岡村課長】 それでは、よろしければ始めさせていただきます。長時間すみません。もう一つ議案がございますので、よろしくお願いいたします。

これより平成30年度東京都入札監視委員会第2回第二監視部会を開催いたします。

私、財務局経理部契約調整技術担当課長の岡村が司会を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の部会は平成30年9月12日に開催いたしました平成30年度第1回第二監視部会にて先ほどお話しがございましたが、継続審議となった案件につきましてあらためて御審議をいただくものでございます。よろしくお願いいたします。

出席者及び定足数の確認でございます。本日、ご出席いただいております委員及び東京都の職員の出席者につきましては、お手元の資料1ページ目のおりでございます。

次に、定足数の御報告をいたします。当第二監視部会は、先ほどの第1回入札監視委員会におきまして、片桐委員の当部会での御指名をいただきましたことを受けまして、現在4名の委員によって構成されております。

審議の議決につきましては、東京都入札監視委員会設置要綱第7条第6項の規定に基づきまして、委員の半数以上の出席がなければ審議を開き、議決できないこととなっております。本日は、先ほどお話ししましたが、小池委員が御欠席されております。しかしながら、4名の委員のうち3名が御出席されておりますので、委員会は有効に成立しております。

続きまして、本日の議事進行役につきましては、有川部会長をお願いしたいと存じます。それでは、有川部会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

【有川部会長】 お昼の時間にもかかわらず、事務局の方、各委員の方、審議に参加していただきまして、ありがとうございます。とりわけ片桐委員は、継続審議にかかわらず、元の案をやっていないのに、しょっぱなからこの会に出ていただいて、大変恐縮しております。

今から審議していただく議案について、先ほどの全体の委員会の中でも申し上げましたけれども、今、事務方のほうでは初めての方もおられると思いますので、もう一度確認します。本年9月12日に開催されました第1回第二監視部会において議案1として審議された案件につきまして、必ずしも十分な資料と説明で十分な理解に至らなかったということがありますので、今回、資料を補足していただきまして、改めて説明をしていただきたいと思います。

なお、本日の審議につきましては、個人情報や法人等の情報保護のために非公開としま

して、後日審議概要を財務局のホームページに掲載するということをお願いしたいと思います。それでは、審議を始めたいと思いますので、事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。

【荒山課長】　　まず、本議案の事業所管局でございます建設局の出席者を紹介させていただきます。

【建設局 大野課長】　　建設局用度課長、大野と申します。よろしくお願いいたします。

【建設局 吉原課長】　　同じく建設局改修課長、吉原でございます。よろしくお願いいたします。

【建設局 山本課長代理】　　同じく建設局改修課長代理、山本と申します。よろしくお願いいたします。

【荒山課長】　　それでは、議案資料のほうを御覧いただければと思います。右上に議案1と記載しております資料でございます。資料につきましては、1枚目の下の枠内、備考欄に添付資料を記載してございますけれども、1～13までにつきましては、前回の第二監視部会にて添付した資料でございます。14番～16番が今回新たに整理した資料でございます。なお、お配りした資料は、本日の委員の皆様限りということで御覧いただければと思います。

本件は第1回第二監視部会にて審議いただきましたけれども、その際に、本件に含まれる補償代行工事等について全体像が見えにくいという御指摘がございましたので、今回はその全体像をお示ししつつ、補償代行工事の考え方などを中心に、建設局よりご説明をいたします。

【建設局 吉原課長】　　それでは、まず資料の67ページをお開きいただければと思います。本事業についての経緯になります。平成の1桁の年度から妙見島の防潮堤建設事業として始まっておりますけれども、平成7年1月に発生いたしました阪神淡路大震災によりまして、都内全域の緊急耐震対策事業が開始されることとなりまして、妙見島の防潮堤建設事業は中断していたという経緯がございます。平成18年から妙見島の残りの工区の整備が再開されまして、本工事につきましては平成27年度、28年度の発注不調を経まして、平成29年度に契約に至っております。この間、施工工区に面します民間マリーナとは継続して調整を重ねてきたところでございます。

続きまして68ページを御覧ください。本工事の防潮堤建設に伴う主な附帯工事の内容を整理してございます。主な附帯工事といたしましては、ア～オに掲げるとおりでございます。まずアとイにつきましては、今回の防潮堤建設に伴いまして民間マリーナが所有いたします船舶の河川への出入りができなくなることから、従前の機能を工事後も補償するため、都が船舶移動用のクレーンを準備するものでございます。このうちアにつきましては本工事で整備し、イについては、平成27年度発注の際には本工事に含まれておりましたが、不調に伴う事業者ヒアリングなどを踏まえまして、本工事とは切り離して別途工事にて整備を行っております。ウにつきましては、従前マリーナ施設の一環といたしまし

て、河川側に浮棧橋が設置されておりましたが、防潮堤建設の施工に支障となるため、本工事にて一度移設し、再設置するものでございます。エにつきましては、アのクレーン設置に従前の給油取扱施設が干渉するため、本工事にて撤去し、従前とは別の箇所に再設置するものでございます。

ア～エにつきましては、本工事によって必要を生じた従前機能の補償といたしまして、都の費用で整備いたしまして、工事後は民間マリーナの所有となるものでございます。オにつきましては、本工事を施工するために必要な工事ヤードといたしまして、民間マリーナの敷地内を使用させていただくために、従前敷地内に保管されていた船舶を暫定係留施設に一時的に移設するために行ったもので、暫定係留施設の川底に不陸があったため、これを浚渫するものでございます。そのため、オにつきましては、ア～エの従前の機能を工事後も補償する、いわゆる機能補償とは別の性格のものでございまして、工事の施工のために必要となるものでございます。

次に69ページを御覧になっていただきたいと思いますが、左上の図でございます。本工事の概要でございますが、黄色に着色された防潮堤工事が主要な工事でございます。これに伴う附帯工事といたしまして、青色に着色された部分のクレーン整備工事がございます。資料右上の図がクレーンの断面図になっておりまして、本工事ではこのうち薄い青色の基礎部分を整備いたしまして、濃い青色のクレーン本体は別途工事となっております。また、左側中段にあります図のピンク色に着色されている部分が、民間マリーナ敷地内を工事ヤードとして使わせていただく部分でございまして、この部分にあった船舶を暫定係留施設へ設置します。なお、船舶の移設自体は民間マリーナ側で実施することとしております。

次に、これら附帯工事を本工事にて実施することの法的根拠の説明でございますが、資料右下部分にございます。まず河川法第19条の附帯工事の施工として、河川管理者は、河川工事により必要を生じた他の工事、防潮堤建設により生じたクレーンなどの整備工事のことでございます、または河川工事を施工するために必要を生じた他の工事、工事ヤード整備に伴い暫定係留施設の川底を浚渫した工事でございます、は河川工事とあわせて施工することができるという規定がございます。

次に、この附帯工事にかかわる費用でございますけれども、河川法第68条に、これら附帯工事に要する費用は、その必要を生じた限度において河川管理者がその全部、または一部を負担しなければならないとされておりまして、こちらは河川管理者が負担することとされております。

また、この費用負担の考え方といたしまして取扱規則が定められておりまして、費用の額は当該附帯工事にかかわる工作物の従前の機能を保持するために必要な費用の範囲内とされております。また、従前の費用によることが困難、または不適当な場合においては、これに代わるべき必要な費用とされているところでございます。今回のように、従前のような斜路からの出入りにつきましては、防潮堤建設によりまして構造的に不可能となるた

め、これに代わるべきものとしてクレーンを整備するものでございます。

本件は、こうした河川法の規定・趣旨に則って運用されたものと認識しておるところでございます。

次に、前回の第二監視部会の際に論点となった事項といたしまして、右にあります(1)でございますけれども、占用許可を与えている部分について、事業の都合によりこの許可を取り消して防潮堤建設を行えばよかつたのではないかという御指摘がございました。これについても、先ほどの河川法の規定・趣旨につきましても、占用許可の有無にかかわらないものでございまして、これに則り、河川工事により生じた他の工事として従前の機能を補償したものでございます。

(2)の論点でございますけれども、クレーンの整備、補償として過大とはなっていないかという御指摘がございました。防潮堤を切れ目なく整備した後でも従前のように船舶の出入りを行うためには、船舶移動用クレーンを設置するほかないということで、妥当な補償であったと認識しておるところでございます。

(3)の論点でございます。金銭補償ではなく代行工事とした理由でございますけれども、これにつきましては、クレーンを金銭補償し本工事と別々に施工すると、土工事あるいは舗装工事などが重複することとなります。これらを一括して施工するほうが、より合理的であることなどから、マリーナ側とも協議をいたしまして、金銭補償ではなく代行工事として施工しておりまして、他案件においても、通常、同様の扱いをしているところでございます。

説明は以上でございます。

【有川部会長】 ありがとうございます。では、今日補足していただきました資料説明に基づきまして、質問や意見がありましたらお願いします。

【飯塚委員】 今回の68ページのア～オまでの契約の契約金額を教えてください。

【建設局 山本課長代理】 今現在、個々の金額は正直押さえておりません。これは全て今回の工事の一つのものとなっておりますので、お手元の資料の64ページにある、第3回設計変更の変更金額の下から2行目、契約金額の真ん中にある「変更」と書いておりますが、10億248万7,320円。この中に全て入っております。

すみません、イだけは別途工事ですので、イを除くものが10億に入っております。

【飯塚委員】 工事費の内訳になってしまうのであれなのですが、オの部分の概数でいいですから、およそ幾らぐらいかかっていますか。

【建設局 山本課長代理】 オの設計変更の金額ということでしょうか。

【飯塚委員】 暫定係留施設の浚渫の分です。

【建設局 山本課長代理】 資料の62ページの第1回設計変更金額の増額分となりますので、下から2行目の契約金額のところに「増△減」と書いておりますが、その下にある603万3,960円が内訳になります。

【飯塚委員】 暫定係留施設というのは、今の御説明にもあったように、機能補償では

ないわけです。そして、これはたまたまこの工事に必要なバックヤードをこの業者の土地に置いたから生じたものであって、例えばこれが隣に別の空き地があって、そこを使うときは別の会社に対して、その用地を持っている人に対して契約をする。

つまり、この案件がおかしいと思っているのは、補償と工事を一体にしてしまっていますが、確かに機能補償の分は原因者負担ということでもくれるかもしれないけれども、バックヤードが必要であった、そしてそれがたまたまこの業者であったから、契約の相手先が同じになった、では一緒に契約してしまおうというのはおかしいのではないか、理論的ではないのではないか。

【建設局 山本課長代理】 今回の工事の施工ヤードとして、69ページのカラーの左図にあるピンクの部分が、我々がこの本工事として必要な部分となりますので、そこにある敷地についての船の移設先として移動したことになります。これは特にこの工事だけではなく、どの工事でも作業に必要な敷地については、別の車とか駐車場のようイメージになるのですが、確保して工事をするというのは、特にこの工事で特殊というわけではないと思われまます。

【飯塚委員】 工事に伴ってヤードが必要だと。これが別の土地の所有者のヤードであったときに、それは別の契約になるのですよね。

【建設局 山本課長代理】 御質問のお答えにはならないかもしれないのですが、この暫定係留施設自体が東京都の施設で、今回の工事で新たに係留施設をつくったわけではありません。もともとあった係留施設に船を移動していただいたことになります。

【飯塚委員】 私はそれほど難しいことを言っていないのですが、要はピンクのところの業者の土地を使うことになった。だからここにとまっているボートを移設しなければいけなかったということです。でも、もしもこのピンクの場所が隣のところで、別の人が持っている土地であったら、ボートの移設とか何の必要もないわけです。

つまり、ここにしたからボートの移設が必要になって、それに伴う浚渫などいろいろな工事が必要になってきた。だから、私は工事と補償というのは分けて契約するべきものだと思います。普通、諸経費率も違うのですから、それを一緒にすることはあまり理論的ではないのでは。

【有川部会長】 今回の飯塚委員の質問とほとんど同じ質問になるのですが、69ページの(3)に書いてある、金銭補償ではなく代行工事を行った、つまりこの契約の中に入れ込んだのが、河川工事とあわせて施工するほうが合理的であるという、この合理的というのが、先ほど一部の工事が重複するからというようなことを言われましたけれども、この辺のところをもう少し丁寧に説明していただけますでしょうか。

それと関連して、そうっておきながら、一方でクレーンの部分の断面図にある、かなりこれは金額がかかると思うのですが、この金額は幾らなのか。これは飯塚委員の質問に答えてもらっていませんけれども、切り離れたクレーンの部分の工事費は幾らで、この部分だけは合理的でないとしたのかどうか知らないのですが、なぜ分けたのか。その辺もあ

わせて教えてください。

【荒山課長】 まず、2点目の最後の質問で工事を分けたという部分でございますけれども、ここは先ほども申し上げましたように、1回目の発注におきましては全部セットで、中に入れ込んだ形の契約の発注をしております。ただ、これが不調になったというところで、その部分が、クレーンのつり上げるこの部分が製作物ということで、今回の本体工事を行うような事業者と一緒にやることにおいては特殊な作業だろうというところで、なかなか手が挙がりにくいのではないかと。そういったところも踏まえて、ここは別途切り出して別契約、別で発注しているという経緯があります。そこが、今回一緒にやっていなかったという点でございます。

【有川部会長】 上物のほうの工事金額はどのぐらいですか。

【建設局 山本課長代理】 先ほどの68ページのイのクレーン本体ということでよろしいでしょうか。

【有川部会長】 本体工事。

【建設局 山本課長代理】 契約金額としまして、2億8,080万です。

【有川部会長】 当然、業者は違うということですね。

【建設局 山本課長代理】 業者は違います。

【有川部会長】 では、すみません、合理的という話。これは飯塚委員の質問と重なって、同じことを聞いているのですけれども、一体として施工するほうが合理的だと。この理由が崩れると、やはり飯塚委員のような疑問が出てくるのだと思うのですけれども、なぜ合理的なのでしょう。

【建設局 山本課長代理】 まず、先ほどの質問の中で別途工事という話をされたかと思いますが、69ページの真ん中、河川工事に伴う附帯工事の考え方の(1)の右側にある下線が引いてある②番の「河川工事を施工するために必要を生じた他の工事」ということで、移動していただく中身を②番の中身で考えていると思います。

合理的というお話なのですが、実際、一緒の工事ではなく、例えばマリーナ側から工事の施工をしていただくということになった場合、同じ作業を、土を掘ったり工事用の鉄板を置いたりする、要は2度お金がかかる必要性もあります。さらに、我々が1期工事、2期工事をくまなく、止めずにすぐ工事を行っていくのですが、その間にマリーナ側の工事が、自ら工事をした場合、その工程がぴったり合うかどうか、約束はしますが、確約できないと言うとおかしいのですが、ということもあります。

あと、工事の工程の話と、当然お金のやりとりで、例えばですが、同じクレーンという重機を持ってくる際にも、場合によっては我々のクレーン、マリーナ側のクレーンと同じものを持ってくる可能性もありますので、金銭的、そういう工事の進捗も含めて合理的と考えております。

【有川部会長】 67ページの経緯のところ、2回不調になった27年度と28年度の右側のところに、29年度だけではなく、マリーナ側と確認書を締結したというのです

が、この3カ年にわたる確認書の中身は違うのですか。

【建設局 山本課長代理】 中身については、工事期間を確認書に書いておまして、工事が不調によって1年先になるため、その工事期間の変更等がありますので、1年ごとに結んでおります。

【有川部会長】 そうすると、工事を分けてやるとか、どの部分をこの契約の中でやるとか、そういったものは全て中身が変わっていないと理解していいですか。

【建設局 山本課長代理】 おおむねの工事内容は変わっていません。

【有川部会長】 どうでしょう。規程のルールに即して、つまり実際、本当に中身に入っていて、重複がないとか、本当におっしゃるとおり、一緒にした工事のほうが、より効率的に経済的に行われていたかどうかは、また別の観点でチェックが入らなければいけないと思うのですが、少なくとも入札監視委員会のミッションとしては、ルールどおりには行われていたという確認でよろしいでしょうか。

【飯塚委員】 監査ではありませんので、ここでどんどん入っていてもしょうがない話で、ただ、きれいではないです。特に1回の不調でもうやめてしまったと。その理由書を拝見しましたがけれども、非常に業者の都合に配慮して、夏場の工期を止める、夏場の相手方の仕事を止めることを1回にするとか、随分業者の側に立っているなど。それが1回不調でもう翌年回しという契約の形に、その部分が表れている。あるいは工事と、先ほど私が申し上げた補償を区別することなく一緒にしてしまっている。あまりきれいではないと思いますけれども、こういう議論を今後の糧にさせていただければ、私はいいと思います。

【有川部会長】 初めてなので全体が見えないと思うのですが、よろしいでしょうか。

【片桐委員】 特に私のほうからはございません。

【有川部会長】 わかりました。本件については、一番メインのところは全体の、つまりクレーン本体が特に外に、別の契約に結ばれていたということもあって、機能補償と言いながら全貌が見えないということが一番議論になったのだと思います。今、飯塚委員からもお話がありましたように、要はその前の年、その前の前の年と、2年間にわたって1回の不調で、もうその年の手続をやめてしまっているというのも議論の一つでした。

飯塚委員の説明に屋上屋を架すようで大変恐縮ですけれども、要は、こういった本来の防潮堤の工事以外に機能補償のところを入れるのであれば、きちんとそれらの全体が見えるような形で、透明性が高まるような形で整理しておいていただきたい。それは契約を分けたのが、つまりクレーン工事を分けたのがまずいとか、あるいは本来の防潮堤の工事の中に機能補償の工事を入れ込んだのが悪いとまで言うわけではないのですが、要は全体工事の中に本来の防潮堤工事とそれ以外の部分がまざっている、あるいは一部切り出しているということが、都民がよく見えるような形で全体をきちんと整備しておいていただければありがたいということ。

もう一つは、27年度と28年度に不調1回でやめたことについて説明はいただいたのですが、そういった取り扱いでいいのかどうか。この工事の目的が防潮堤の工事だという

ことも十分踏まえながら、1回の不調だけでやめていいのかどうか、これももう一つの点として、今度さらにこういった工事を進めていく際に、その検討結果も参考にして、やっていただければありがたいと思います。

そういったところを意見として付させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。何かただらと言ったのでわかりにくかったかもしれませんが、1点目は、本体の工事といいますか、防潮堤の工事の関係にそれ以外の補償的な工事が入っていたり、その補償的な意味合いのある工事を一部切り出していたのであれば、全体が見えるような形にきちんと整理して、都民にも我々にも事業全体がわかるような姿に整理しておいてもらいたいということ。

もう一つは、前2カ年度における不調の後の取り扱いについて、このように簡単に翌年回しにするということが、防潮堤工事のような場合に妥当なのかどうかということ、十分もう一回検証していただいて、今後、類似の工事に対してどう対応するのかということもあわせて検討していただきたいということ。

この2つの意見を付して、結論としては規程のルールどおりには運用されているということなので、今の意見を付すということで対応をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

そうすると、今のものがまとめということで、委員の方にも御了解いただいたということなのですが、これで事務局のほうから、もう一回今のことをオウム返しにまとめてもらう必要はないですね。

では、今のことで当委員会の今回の審議の結論にさせていただきたいと思います。あとはこれでよろしいですか。十分検討してなくて申し訳ありません。都のほうで、今の私がまとめたものについて、何か質問等がありますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、本日予定されている議事はこれで全て終了になります。何かこれに関連して意見等ありますでしょうか。よろしいですか。特にありませんか。それでは事務局のほうにお返ししたいと思います。

**【岡村課長】** 前回に引き続きまして、2回にわたる長時間の御審議、どうもありがとうございました。また、委員の皆様には引き続き、お忙しい中、対応していただくこととなりますが、よろしく御協力のほど、お願いいたしたいと存じます。

それでは、以上をもちまして本日の部会を終了させていただきます。本日はまことにありがとうございました。

— 了 —